

府立スポーツ施設自動販売機設置事業者募集要項

大阪府教育庁保健体育課が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項に基づき、次の各事項をご了承の上、お申込みください。

1 公募物件

公募番号	物件番号	所在地（住居表示）・設置場所	設置面積	台数及び最低使用料（年額）	位置
1	1	門真市三ツ島3-7-16 大阪府立門真スポーツセンター (東和薬品 RACTAB ドーム)	0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満	2台 34,600円 (税抜き)	別図1-①
	2		0.5 m ² 以上 1.0 m ² 未満		別図1-②

- 公募番号に対する金額を提示願います。
- 設置は、物件番号毎に各1台とします。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、それらの支障がないか応募前に設置場所の確認をしてください。その際には、各施設に訪問日程等、事前に連絡をしてください。
なお、電源等までの設備設置費用は設置予定事業者負担となります。設備設置方法については、指定管理者の指示に従ってください。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑥ 破産者で復権を得ないもの
- (2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者（①から⑧までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府教育委員会等との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- ② 大阪府教育委員会等が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府教育委員会等と契約を締結すること又は大阪府教育委員会等との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により大阪府教育委員会等が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府教育委員会等との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
 - ⑦ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 事業を行う上で必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近 1 事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日とします。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断する場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを前提として、当初許可から5年を限度に引き続き使用許可することができます。

※門真スポーツセンターでは、大規模工事のため、令和7年4月から10月まではメインアリーナの休館、令和7年7月から令和8年3月まではサブプールの休館を行う予定となっています。(工事期間は現在の予定のため、今後変更の可能性があります。) なお、公募物件に隣接しているサブアリーナについては、通常通り営業致します。

② 使用料

大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

公募番号毎に設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。なお、消費税率の改正による適用税率によっては、乗率が変わることもあります。

使用料は大阪府の発行する納入通知書により、大阪府の指定する期限（使用許可期間前）までに全額を必ず納入してください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費（給排水管の分配、接続工事や近くの電源から分配、配線工事等の経費を含む。）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

光熱水費は設置事業者の負担とし、各施設の指定管理者に納入いただきます。

光熱水費の算出は次のとおりとします。

【光熱水費】

<電気代>

電気代（月額）＝自動販売機定格消費電力（1時間あたり）×使用料金単価（消費税及び地方消費税を含む）×24H×月日数×台数

使用料金単価（消費税及び地方消費税を含む）＝館全体の使用電力料金 ÷ 館全体の使用電力量

④ 必須条件

設置する自動販売機の大きさは、「1 公募物件」に物件番号ごとの設置可能範囲を示していますので、その範囲内に設置できるものとしてください。また設置場所は別添図を参照してください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。
- ② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、指定管理者の指示に従うこと。
- ⑤ 酒類の販売は行わないこと。
- ⑥ 標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

- ⑦ 売切れの際には、速やかに対応すること。
- ⑧ 各施設には休館日を設定しているが、臨時に開館することがある。また、通常営業時間の前後に開館することもあるので、その際ににおいても設置自動販売機のトラブル等に対応できること。(具体的な開館、休館日は、指定管理者にご確認ください。)
- ⑨ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

公募番号	販売品目の条件
1	販売する商品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、水、スポーツドリンク、お茶、コーヒー、紅茶、ジュース類のいずれかを含むこと。

(3) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。(但し、催物によっては、指定管理者の判断により回収ボックスの撤去を行うことがあります。)
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震や悪戯による転倒防止等の安全策を講じること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を大きく、分かりやすい場所に明記すること。

(4) 指定管理者との協議

設置事業者は、次の項目について指定管理者と協議し、その指示に従ってください。

- ① 維持管理等委託料について（一時対応及び清掃料等として指定管理者に委託料を支払う必要があります。）
- ② 使用済容器・ゴミの処理・清掃について（指定管理者に委託願います。）
- ③ 自動販売機の設置及び商品補充方法等について（自動販売機の設置は、催物等館の運営の都合上4月1日に行うことができないことがあります。）
- ④ 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル処理について
- ⑤ その他協議が必要な事項について

【施設の指定管理者】

施設名	指定管理者
門真スポーツセンター (東和薬品 RACTAB ドーム)	CW・関電 FA・パティネレジャー門真 SC 共同事業体

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。
なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

4 参考データ

- ① 自動販売機の売上等の状況

公募番号	物件番号	設置施設	販売品目	同場所における1台当たりの平均売上数量 R6.4～R6.12	同場所における1台当たりの平均光熱水費 R6.4～R6.12
1	1	門真スポーツセンター (東和薬品 RACTAB ドーム)	飲料	月平均 約 345 本	月額 約 1,136 円
	2			月平均 約 339 本	月額 約 1,520 円

※ 売上を保証するものではありません。

② 来館者数

施設名	R4年度実績	R5年度実績	R6年度(見込み)
門真スポーツセンター (東和薬品 RACTAB ドーム)	370,504人	425,781人	620,000人

5 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合（配達証明又は簡易書留とすること）

申込受付期間 令和7年2月25日（火）～令和7年3月12日（水）必着

送り先 〒540-8571（住所表示不要）

大阪府教育庁教育振興室 保健体育課競技スポーツグループ 宛

持参する場合

申込受付期間 令和7年2月25日（火）～令和7年3月12日（水）

【午前9時～正午、午後1時～午後5時30分】

提出先 大阪市中央区大手前3丁目2番12号（大阪府庁別館6階）

大阪府教育庁教育振興室 保健体育課競技スポーツグループ

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書（所定様式）
- ② 誓約書（所定様式）
- ③ 販売品目（所定様式）
- ④ 設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法のわかるもの）

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

6 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者の決定は、提出された応募書類の審査を行い、大阪府が設定する最低使用料以上で最高の応募価格で申し込みを行った者とします。販売品目の売値は、審査の対象となりません。
- (2) 抽選による設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。（令和7年3月14日（金）を予定しています。当該応募者に連絡します。）

(3) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、保健体育課ホームページに決定金額、設置事業者の氏名（法人の場合は法人名）及び応募者数を掲載します。

(4) その他

設置事業者の決定は、令和7年3月17日（月）の予定です。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和7年3月21日（金）までに、行政財産使用許可申請書及び暴力団排除に関する誓約書（設置事業者の決定公表の保健体育課ホームページからダウンロード）を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」（6）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》※各1部

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府指定様式：保健体育課ホームページからダウンロード）
- ② 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）
- ③ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - <法人の場合>・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑登録証明書、代表者事項証明書、委任状（申請者と代表者が異なる場合のみ）
 - <個人の場合>・・・印鑑登録証明書（市役所（町役場）発行のもの）
- ④ 暴力団排除に関する誓約書（大阪府指定様式：保健体育課ホームページからダウンロード）
- ⑤ 役員名簿（氏名（漢字/ふりがな）、生年月日を記載。様式任意）

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 設置事業者が応募者の資格を失った場合
- ③ 役員等（法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう）又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき
- ④ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき
- ⑤ 役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき
- ⑥ 役員又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

【募集に関する問い合わせ先】

大阪府教育庁教育振興室保健体育課 競技スポーツグループ施設担当

大阪市中央区大手前3丁目2番12号

電話番号 : 06-6944-6904 (直通)

ファックス番号 : 06-6941-4815